



総務省行政相談センター

まぐみみ茨城

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和4年6月23日

茨城における行政相談の受付実績(令和3年度)

総務省では、担当行政機関とは異なる立場から、行政に関する苦情や意見、要望などを受け付け、その解決を促進する行政相談を行っています。

令和3年度における茨城県内の行政相談の受付実績を取りまとめましたので、公表します。



行政相談シンボルマーク

連絡先

総務省茨城行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課

担当：下田

電話：029-221-3347

FAX：029-221-3349

E-mail：ibara30@soumu.go.jp

令和3年度の行政相談の受付件数

- ◆ 令和3年度の茨城における行政相談受付件数は2,958件。このうち、茨城行政監視行政相談センター（以下「茨城センター」）の受付件数が1,007件（34.0%）、行政相談委員の受付件数が1,951件（66.0%）となっています。
- ◆ 行政相談委員の受付件数は増加に転じましたが、茨城センター受付件数の減少は続いています。件数が減少した主な要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、茨城センターが例年5か所で開催していた合同相談会を中止・規模縮小したことなどです。

行政相談事案件数の推移（平成29年度～令和3年度）



行政相談事案の内容別内訳

- ◆ 令和3年度の行政相談事案2,958件を内容別にみると、「国の行政機関等の事務」が698件(23%)、「地方公共団体の事務等」が1,646件(56%)、「民事」が614件(21%)となっています。
- ◆ 更に「国の行政機関等の事務」の内訳をみると、「苦情」が50件(698件のうち7%)、「要望陳情」が341件(同49%)、「照会」が307件(同44%)となっています。

(注)・「国の行政機関等の事務」とは、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、地方公共団体の法定受託事務等に関するもの。

・「地方公共団体の事務等」とは、地方公共団体の自治事務、国会、裁判所、国際機関、外国政府等に関するもの。

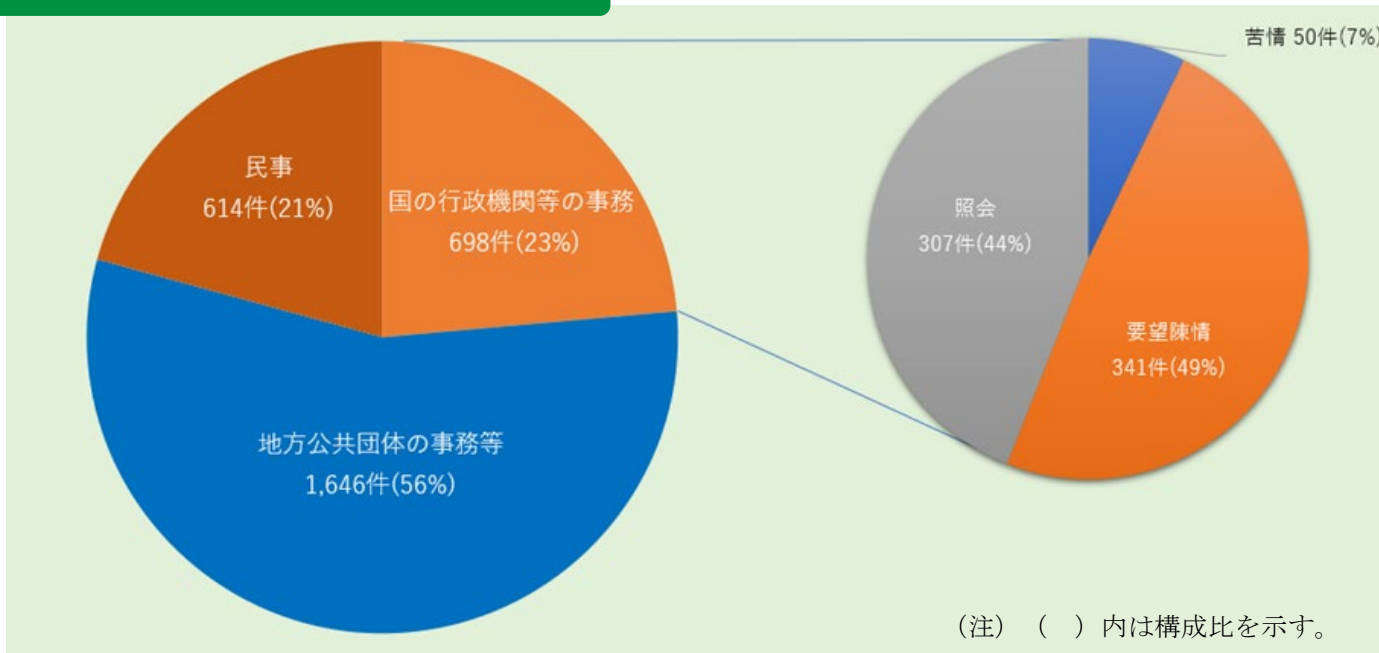
・「民事」とは、私法上の法律関係に関するもの。

・「苦情」とは、国の行政機関等から、相談者が現に何らかの具体的な不利益を受けているか、不利益を受けることが現実に明白な場合、又はその経験した事実に基づいて、そのような事象が続発するおそれがあるものについて、改善を求めるもの。

・「要望陳情」とは、国の行政機関等に対する、一般的な要望、陳情又は意見であって、あっせんに適しないもの。

・「照会」とは、国の行政機関等に係る制度、手続、連絡先等について教示を求めるもの。

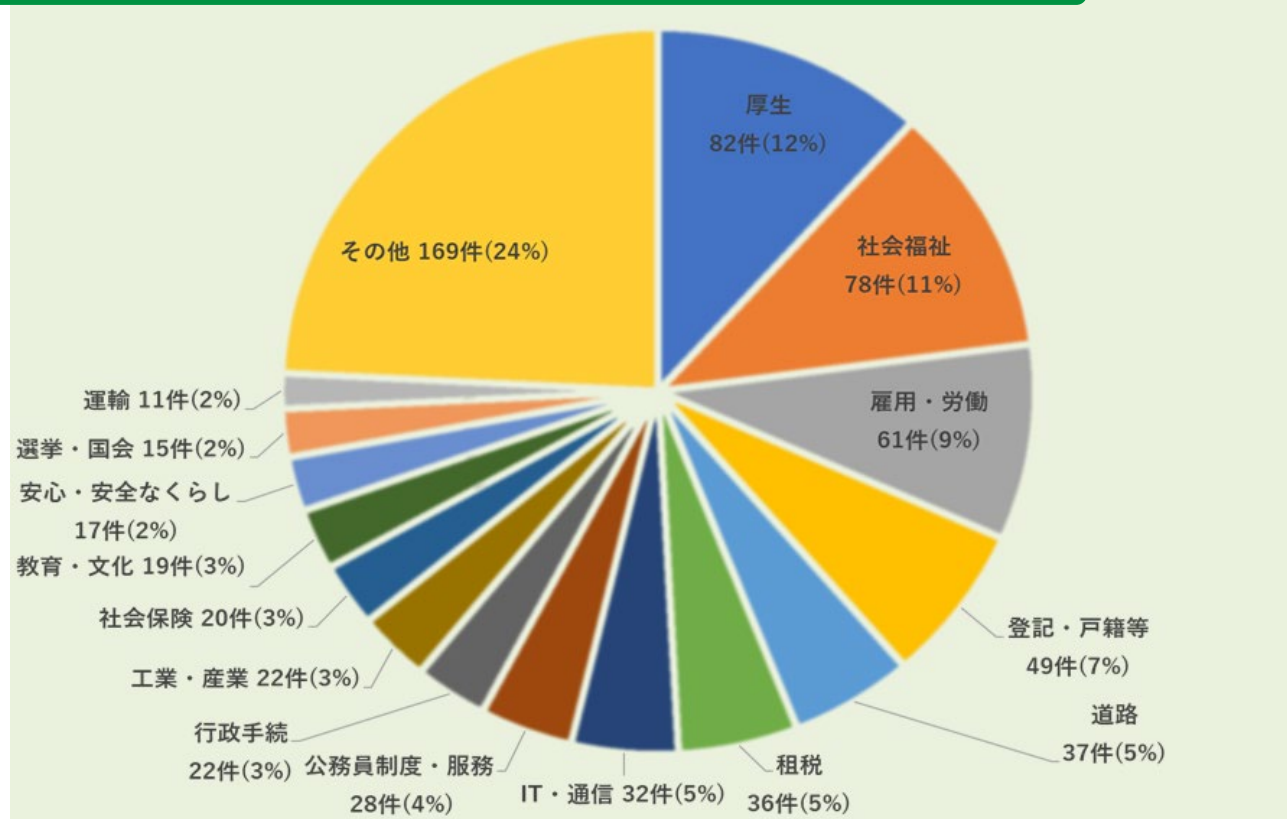
令和3年度の行政相談事案の内容別内訳



行政相談事案の行政分野別内訳

「国の行政機関等の事務」に関する事案(698件)を行政分野別にみると、新型コロナウイルス感染症に関する相談を含め、「厚生」や「社会福祉」といった行政分野の割合が多くなっています。

「国の行政機関等の事務」に関する行政相談事案の行政分野別内訳

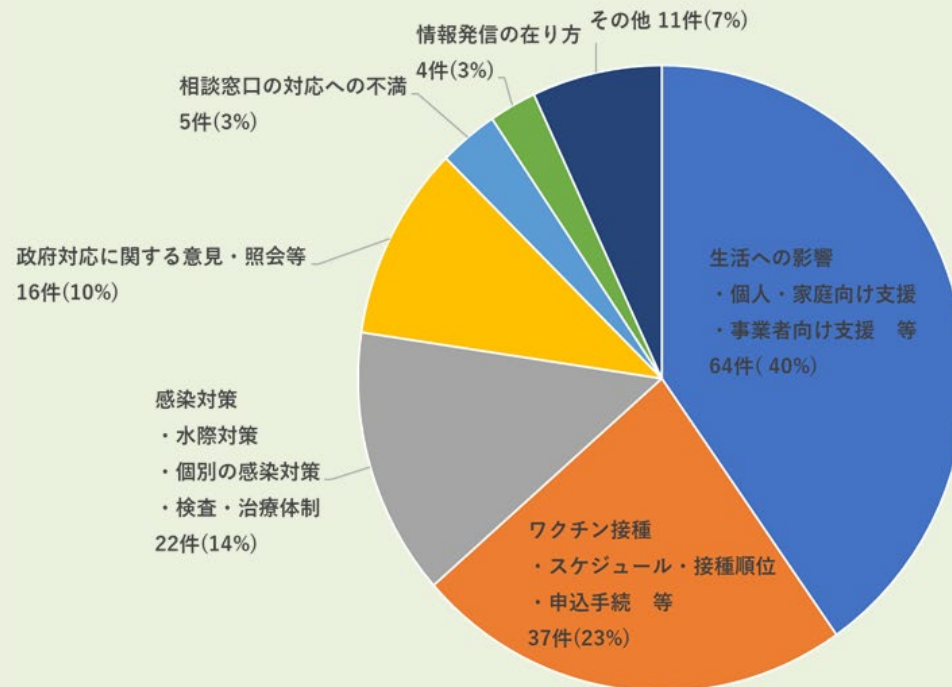


- (注) 1 事案の区分は、相談内容の主要な要素により判断している。
2 () 内は構成比を示す。構成比は小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない。

新型コロナウイルス感染症に関する相談事案

- ◆ 令和3年度の新型コロナウイルス感染症に関する相談事案は159件(2,958件のうち5.4%)となっています。
- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する事案の内訳をみると、特別定額給付金など個人・家庭向けの支援や持続化給付金など事業者向けの支援を含む「生活への影響」に関する相談が64件(159件のうち40%)と多く寄せられています。

新型コロナウイルス感染症に関する事案の内容別内訳

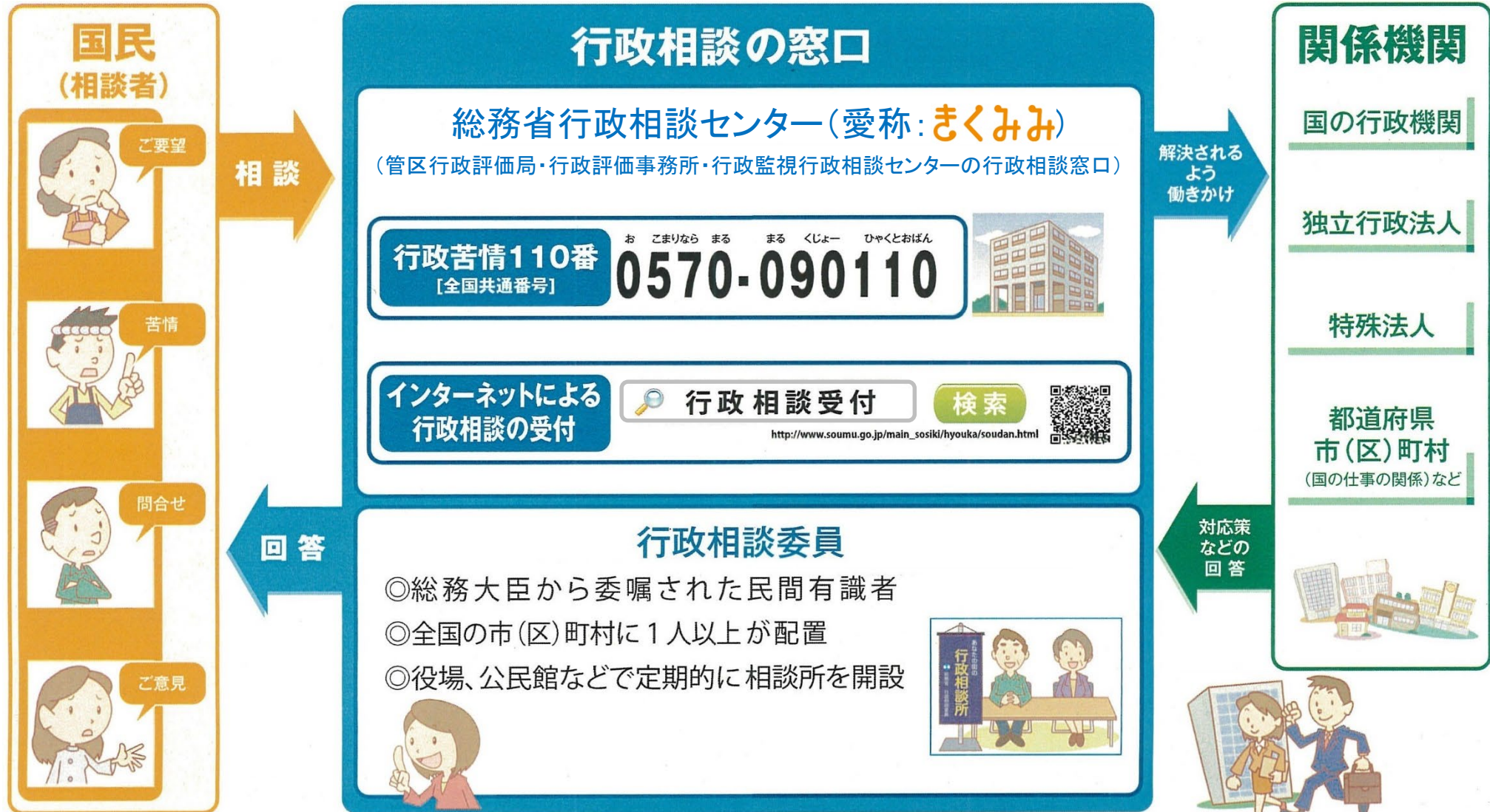


(注) 1 事案の区分は、相談内容の主要な要素により判断している。

2 () 内は構成比を示す。構成比は小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100%にならない。

行政相談の仕組み

行政相談は、担当行政機関とは異なる立場から、行政に関する苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。



行政相談委員とは

- ◆ 行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間有識者で、全国に約5,000人、茨城県内では123人(注)が配置されています。

(注)令和4年6月23日現在

- ◆ 無報酬のボランティアとして国民の皆さまから、国の行政活動全般に関する相談を受け付け、相談への助言や関係機関に対する改善の申入れなどを行っています。

行政相談委員の活動例

定例相談所・巡回相談所



市役所・町村役場・公民館など、住民の身近な場所で定期的に相談所を開設し、相談を受け付けています。

行政相談出前教室



小学校、中学校、高校、大学等に出向いて、行政の役割や行政相談による改善例を紹介しながら、行政相談についての授業を行っています。

特別相談活動



大規模災害などが発生した際、茨城センターと協働し、「特別行政相談所」を開設するなどして、被災された方々からの相談・問合せに対応しています。